

# 児童手当制度の概要

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	受給資格者	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施
		支払期月	毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)
		所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) ・960万円未満
費用負担	財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金( )で構成。 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.9/1000)を乗じて得た額で、児童手当等に充当されている。		
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	被用者: 国 2/3, 地方 1/3 非被用者: 国 2/3, 地方 1/3 公務員: 所属庁 10/10
		児童手当	被用者: 事業主 7/15, 国 16/45, 地方 8/45 非被用者: 国 2/3, 地方 1/3 公務員: 所属庁 10/10
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	被用者: 国 2/3, 地方 1/3 非被用者: 国 2/3, 地方 1/3 公務員: 所属庁 10/10	
	児童手当	被用者: 国 2/3, 地方 1/3 非被用者: 国 2/3, 地方 1/3 公務員: 所属庁 10/10	
財源内訳 (30年度予算額)	<p>[ 給付総額 ] 2兆1,694億円 (内訳) 国負担分 : 1兆1,979億円 (1兆2,175億円)</p> <p>(2兆1,985億円) 地方負担分 : 5,989億円 (6,087億円)</p> <p>( )内は29年度予算額 事業主負担分 : 1,817億円 (1,832億円)</p> <p>公務員分 : 1,909億円 (1,891億円)</p>		